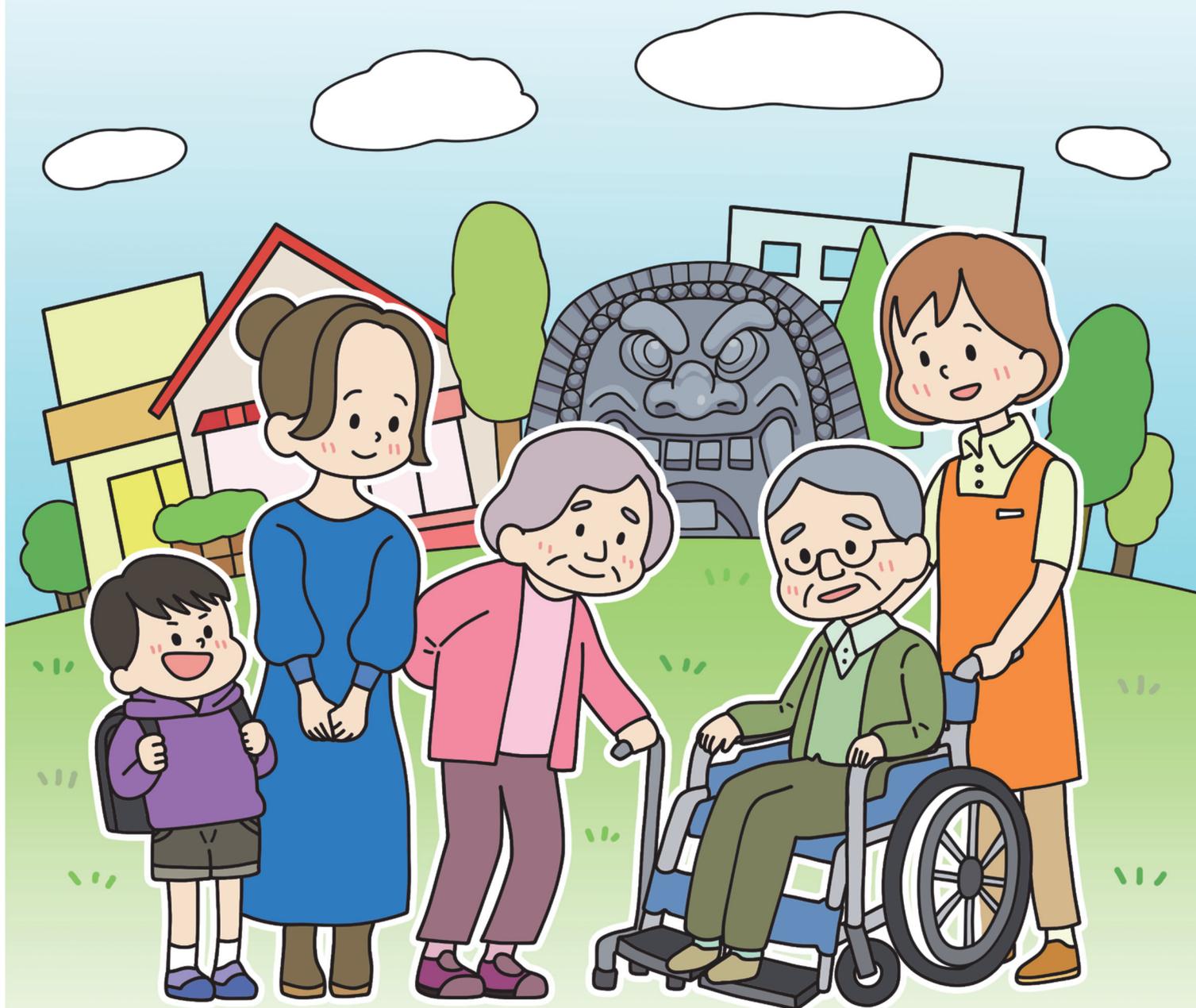


# 第9期 高浜市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



令和6（2024）年3月  
高浜市

## この計画は…

本市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、市民一人ひとりが、いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。

市民が医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実が求められており、この計画は、その実現を目指すものです。

また、本計画は、医療・介護・福祉の専門職を含む地域住民が相互に支え合う「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備を基本に策定しました。

◆**法的な根拠**▶▶この計画は、老人福祉法に定められている市町村老人福祉計画と介護保険法に定められている市町村介護保険事業計画を一体化した計画です。また、認知症基本法に基づく市町村認知症施策推進計画の内容を包含した計画です。

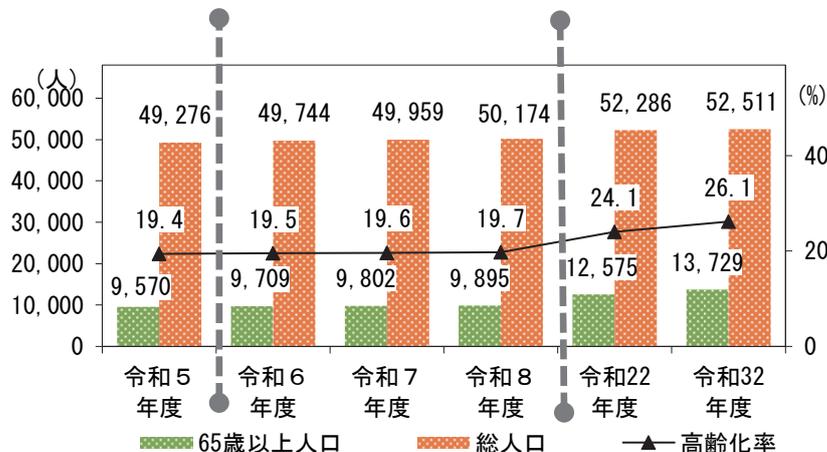
◆**計画の期間**▶▶令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

## 本市の高齢者を取り巻く現状と見込み

### ■ 高齢化の進展

令和5（2023）年9月30日現在、本市の高齢者人口（65歳以上人口）は9,570人で、人口に占める高齢者の割合である高齢化率は19.4%です。本計画の最終年度の令和8（2026）年度には9,895人、高齢化率は19.7%になると予測されます。

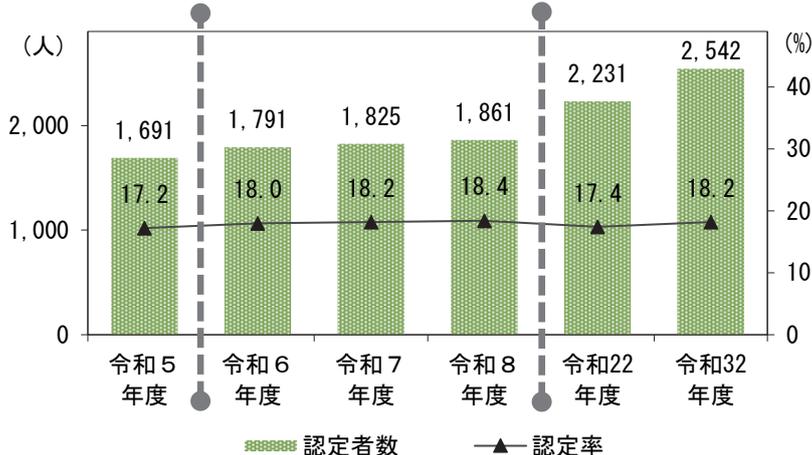
〈高浜市の推計人口と高齢化率の推移〉



### ■ 認定者数と認定率の推移

介護保険では、原則として介護が必要であると認定を受けた人がサービスを利用できます。推計では、令和8（2026）年度には1,861人になると予測されます。

〈認定者数と認定率の推移〉



## 課題のまとめ

### ▶たかはま版地域包括ケアシステムについて

困りごとを抱えた人と継続的につながり、関わりながら、本人と周囲との関係を広げていく重層的支援体制の更なる充実を図る必要があります。

### ▶フレイル予防について

「健康自生地」を活用した取組をさらに充実していくことが求められています。

### ▶認知症対策について

認知症の人とその家族の地域における居場所づくりや見守りネットワークづくりを進めていく必要があります。

### ▶要介護者と介護家族への支援

家族等介護者の負担を軽減するため各種サービスの充実と利用を促進する必要があります。また、介護人材の育成と確保について、地域社会全体の課題として取り組む必要があります。

## 計画の基本理念

第9期は計画期間中に2025年を迎えるため、介護ニーズの上昇が予測されます。介護保険を持続可能な制度としていくためにも、高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らせること、すなわち健康寿命の延伸を図ることが、これまで以上に求められています。

高浜市では、これまで、高齢者、障がいのある人、子ども・子育て中の人、生活困窮者、外国籍住民などライフステージに関わりなく必要な支援が受けられるしくみづくりを進めてきました。

第9期計画は、中長期的な視点で策定するとともに、これまで取り組んできた「たかはま版地域包括ケアシステム」を充実・深化させることで、上位計画にあたる「高浜市第4次地域福祉計画」（令和4（2022）年度策定）の目指す重層的支援体制を具体化していきます。

特に、本市がこれまで積極的に創出してきた「通いの場」を活用し、高齢者が地域の人とつながり、健康でいきいきと暮らせるための取組を展開していくことは、地域共生社会の実現にもつながるものとして、重点的に進めていく必要があります。

本計画の基本理念は、高齢者のみならず、すべての市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく生きられる地域共生社会の実現を目指す第8期計画の基本理念を引き継ぐこととします。

**みんなで、つながり、つくろう！**  
**いつまでも健康でいきいきと暮らせるまち たかはま**



基本計画

1 たかはま版地域包括ケアシステムの充実・深化

誰もがいつまでも住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、重層的な支援体制を目指した「たかはま版地域包括ケアシステム」の更なる充実を目指していきます。

施策の方向性 1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

▼今後の取組

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ①地域共生の理念の普及         | ②地域共生を目指す居場所づくり |
| ③まちづくり協議会と協働した活動の推進 |                 |

## 施策の方向性2 ネットワークの充実・強化

### ▼今後の取組

- ①「いきいき広場」を中心としたネットワークの充実
- ②多職種連携による地域づくりの推進と地域ケア会議の強化
- ③支援調整会議（支援チーム）の強化
- ④見守りネットワークの充実
- ⑤在宅医療と福祉・介護連携の推進
- ⑥在宅医療・介護の連携推進のための環境整備

## 施策の方向性3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と育成

### ▼今後の取組

- ①事業者との協働による人材確保・育成
- ②介護・福祉職の魅力のPR
- ③潜在的な介護人材の就業支援
- ④関係者等の連携強化による介護現場の環境整備の推進

## 施策の方向性4 住まいに関する支援の充実

### ▼今後の取組

- ①高齢者に配慮した住宅等の質の確保
- ②シルバーハウジングとライフサポートアドバイザー・生活援助員（LSA）の派遣
- ③自宅で生活することが困難な高齢者の住まいの確保
- ④空き家の活用
- ⑤ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

## 施策の方向性5 安全・安心のまちづくりの推進

### ▼今後の取組

- ①避難行動要支援者支援事業の普及
- ②避難所における要配慮者受け入れ体制の充実
- ③福祉避難所の開設訓練の実施
- ④避難行動要支援者の避難訓練の実施
- ⑤災害対策の充実
- ⑥感染症対策の充実
- ⑦地域安全活動の充実
- ⑧交通安全に関する情報提供の充実

# 2 フレイル予防と高齢者の活躍するまちづくりの推進

まちが賑わい、地域経済が活性化するよう、地域の様々な団体、事業者と協働して、高齢者が担い手として活躍することも含め、「健康自生地」を更に充実していくことでフレイル予防を推進します。

## 施策の方向性1 フレイル予防の充実

### ▼今後の取組

- ①生涯現役のまちづくり事業の推進・発展
- ②たかはま健康チャレンジ事業の推進
- ③地域循環型福祉経済の仕組みづくり
- ④高齢者保健事業の充実
- ⑤高齢者の保健事業とフレイル予防の一体的実施

## 施策の方向性2 生きがい活動・就労の推進

### ▼今後の取組

- ①生きがいづくりのための支援
- ②世代間交流の推進
- ③いきいきクラブ（老人クラブ）の活動への支援
- ④高齢者の就労・雇用支援
- ⑤シルバー人材センターとの連携

## 施策の方向性3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

### ▼今後の取組

- ①訪問型サービスの充実
- ②住民主体の通いの場の充実
- ③介護予防ケアマネジメント
- ④生活支援コーディネーターおよび協議体
- ⑤一般介護予防事業
- ⑥介護予防プログラム開発に向けた取組

#### 施策の方向性 4

#### 自立支援・重度化予防の取組と目標

##### ▼今後の取組

☆健康自生地スタンプラリー参加者の割合の上昇

☆日常的に外出や運動をしている人の割合の上昇

#### 施策の方向性 5

#### 在宅生活支援の充実

##### ▼今後の取組

①配食サービス事業の充実

②高齢者日常生活用具給付事業の継続

③家具転倒防止器具取付事業の継続

④緊急通報システム運営事業

⑤家族介護者支援の充実

### 3 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

「共生」の考え方にに基づき、できる限り多くの市民に認知症に対する理解を深めてもらうため、啓発活動はもとより、認知症の人と家族の地域における居場所づくりや見守りネットワークづくりを進めていきます。

#### 施策の方向性 1

#### 認知症理解の促進

##### ▼今後の取組

① 啓発活動の充実

② 認知症ケアパスの推進

③ 認知症高齢者を中心とした交流の場づくり

④ 認知症サポーターの養成と活動の場づくり

#### 施策の方向性 2

#### 認知症予防の推進

##### ▼今後の取組

① 認知症予防に関する調査研究の推進

② 認知症予防活動の推進

#### 施策の方向性 3

#### 認知症支援体制の構築

##### ▼今後の取組

① 認知症地域支援推進員

② 認知症初期集中支援チームの充実

③ 徘徊高齢者探知サービスの普及

④ 見守りネットワークの充実

⑤ 若年性認知症の人に対する支援の充実

#### 施策の方向性 4

#### 高齢者の権利擁護の推進

##### ▼今後の取組

① 権利擁護支援センターの充実

② 虐待に対する支援体制・虐待予防対策の充実

③ 日常生活自立支援事業の実施及び生活支援員の派遣

④ 成年後見制度等の利用支援

### 4 要介護者と介護に取り組む家族への包括的な支援の充実

家族介護者の負担を軽減することを重点に置いた支援策や重度の介護を要する人も安心して在宅で療養できるようなサービスの拡充を目指します。

#### 施策の方向性

○被保険者・認定者の現状と見込み

○居宅サービス等の現状と見込み

○地域密着型サービスの現状と見込み

○施設・居住系サービスの現状と見込み

○市町村特別給付（上乘せ・横だしサービス）の方向性

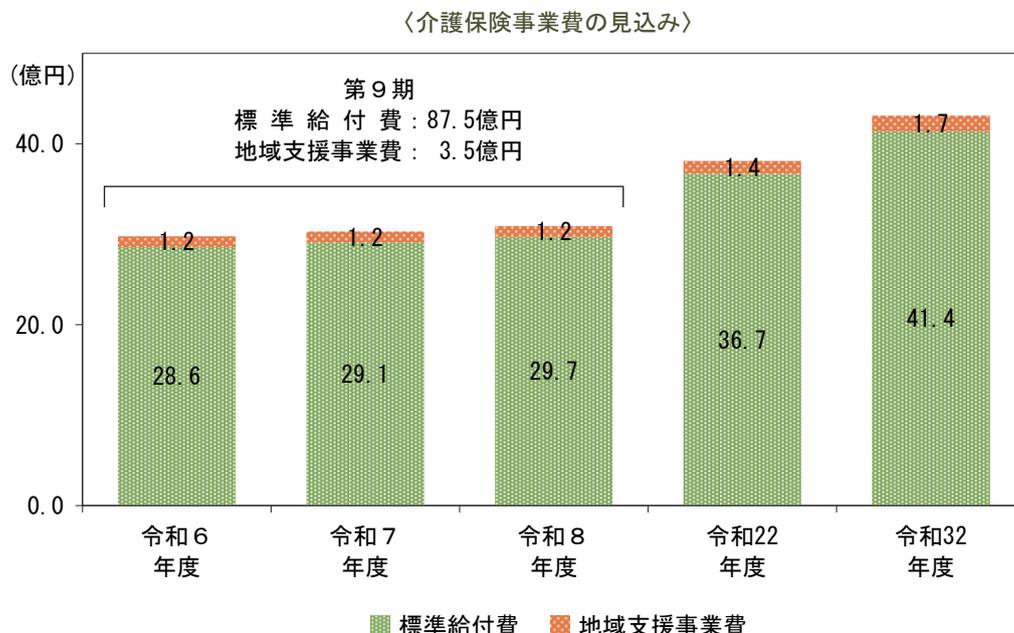
○介護保険事業費・介護保険料の見込み

○介護給付の適正化の推進

# 介護保険事業費・介護保険料の見込み

## ■ 標準給付費と地域支援事業費の見込み

介護サービス等給付費（居宅サービス、居住系サービス、施設サービスの介護サービスにかかる給付費）に、その他必要な費用を加えた標準給付費は、認定者の増加に伴い、第9期は約87.5億円となる見込みです。また、フレイル予防などにかかる地域支援事業費は約3.5億円となると見込んでいます。



## ■ 第9期介護保険料の算定

介護保険給付に必要な費用は、半分が国、県、市の税金、半分が40歳以上の人の保険料でまかなわれています（40～64歳の人27%、65歳以上の人23%）。

上記の標準給付費と地域支援事業費などを含めて推計すると、第9期における65歳以上の人の負担分は約22億4,700円となります。

これを、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の65歳以上の被保険者の合算数で割り戻した額が、本市における第9期の介護保険料となります。

保険料収納必要額 A：給付費（標準給付費＋地域支援事業費）×23%	[2,091,878千円]
B：調整交付金相当額との差額	[ 296,728千円]
C：市町村特別給付事業費	[ 15,993千円]
D：介護給付費準備基金取崩額	[ 130,000千円]
E：保険者機能強化推進交付金等の見込額	[ 27,600千円]
合計（A+B+C-D-E）	2,246,999千円

介護保険料  
(65歳以上)  
5,990円

65歳以上の人口（令和6～8年度の合算数）  
31,648人

※実際の保険料算定には、保険料収納率を考慮します。

## ■ 所得段階別の保険料

介護保険料は低所得者への配慮により、所得に応じた保険料が設定されています。本市では、国の基準である13段階方式を細分化し、20段階とします。

所得段階	基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額	対象者	
第1段階	(×0.415)※	2,486	29,831	市民税世帯非課税	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下
第2段階	(×0.600)※	3,594	43,130		合計所得と課税年金収入の合計が120万円以下
第3段階	(×0.655)※	3,923	47,083		合計所得と課税年金収入の合計が120万円超
第4段階	(×0.850)	5,092	61,101	市民税世帯課税 かつ 本人非課税	合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下
第5段階	×1.00	5,990	71,883		合計所得と課税年金収入の合計が80万円超
第6段階	(×1.170)	7,008	84,103	市民税本人課税	前年合計所得が120万円未満
第7段階	(×1.220)	7,308	87,697		前年合計所得が120万円以上125万円未満
第8段階	(×1.270)	7,607	91,291		前年合計所得が125万円以上130万円未満
第9段階	(×1.300)	7,787	93,448		前年合計所得が130万円以上210万円未満
第10段階	(×1.500)	8,985	107,825		前年合計所得が210万円以上290万円未満
第11段階	(×1.600)	9,584	115,013		前年合計所得が290万円以上320万円未満
第12段階	(×1.700)	10,183	122,201		前年合計所得が320万円以上350万円未満
第13段階	(×1.800)	10,782	129,389		前年合計所得が350万円以上420万円未満
第14段階	(×1.900)	11,381	136,578		前年合計所得が420万円以上520万円未満
第15段階	(×2.100)	12,579	150,954		前年合計所得が520万円以上620万円未満
第16段階	(×2.300)	13,777	165,331		前年合計所得が620万円以上720万円未満
第17段階	(×2.400)	14,376	172,519		前年合計所得が720万円以上850万円未満
第18段階	(×2.500)	14,975	179,708		前年合計所得が850万円以上1,000万円未満
第19段階	(×2.600)	15,574	186,896		前年合計所得が1,000万円以上1,500万円未満
第20段階	(×2.700)	16,173	194,084	前年合計所得が1,500万円以上	

※消費税を財源とした国の低所得者に対する保険料軽減策により、第1段階の基準額に対する割合は0.415から0.245に、第2段階は0.600から0.400に、第3段階は0.655から0.650に軽減されます。

### 第9期 高浜市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

令和6(2024)年3月

発行◆◇高浜市

編集○●福祉部 介護障がいグループ

〒444-1334

愛知県高浜市春日町五丁目165番地 いきいき広場内

TEL 0566-52-9871 FAX 0566-52-7918

URL <http://www.city.takahama.lg.jp/>